

< 参考 1 >

業 務 独 占 資 格 制 度 一 覧

省庁名	資 格 名	根 拠 法 令 名
環境庁 ( 2 )	・ 狩猟免許 ( 大 8 ) ・ 臭気判定士 ( 平 8 )	・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律 ・ 悪臭防止法
国土庁 ( 1 )	・ 不動産鑑定士 ( 昭 39 )	・ 不動産の鑑定評価に関する法律
金融庁 ( 2 )	・ 公認会計士 ( 昭 23 ) ・ 外国公認会計士 ( 昭 25 )	・ 公認会計士法 ・ 同上
法務省 ( 5 )	・ 弁護士 ( 昭 24 ) ・ 外国法事務弁護士 ( 昭 61 )  ・ 司法書士 ( 大 8 ) ・ 土地家屋調査士 ( 昭 25 ) ・ 公証人 ( 明 41 )	・ 司法試験法、弁護士法 ・ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 ・ 司法書士法 ・ 土地家屋調査士法 ・ 公証人法
大蔵省 ( 1 )	・ 税理士 ( 昭 26 )	・ 税理士法
文部省 ( 1 )	・ 教育職員 ( 昭 24 )	・ 教育職員免許法
厚生省 ( 2 5 )	・ 医師 ( 昭 23 ) ・ 歯科医師 ( 昭 23 ) ・ 診療放射線技師 ( 昭 43 ) ・ 臨床検査技師 ( 昭 46 ) ・ 理学療法士 ( 昭 40 ) ・ 作業療法士 ( 昭 40 ) ・ 視能訓練士 ( 昭 46 ) ・ 臨床工学技士 ( 昭 63 ) ・ 義肢装具士 ( 昭 63 ) ・ 救急救命士 ( 平 3 ) ・ あん摩マッサージ指圧師 ( 昭 23 ) ・ はり師 ( 昭 23 ) ・ きゅう師 ( 昭 23 ) ・ 柔道整復師 ( 昭 23 ) ・ 助産婦 ( 昭 26 ) ・ 看護婦 ( 昭 26 ) ・ 准看護婦 ( 昭 26 ) ・ 歯科衛生士 ( 昭 23 ) ・ 歯科技工士 ( 昭 30 ) ・ 社会保険労務士 ( 昭 43 ) ・ 受胎調節実地指導員 ( 昭 27 ) ・ 薬剤師 ( 昭 36 ) ・ 理容師 ( 昭 23 ) ・ 美容師 ( 昭 23 ) ・ 言語聴覚士 ( 平 10 )	・ 医師法 ・ 歯科医師法 ・ 診療放射線技師法 ・ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 ・ 理学療法士及び作業療法士法 ・ 同上 ・ 視能訓練士法 ・ 臨床工学技士法 ・ 義肢装具士 ・ 救急救命士法 } ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ・ 柔道整復師法 ・ 保健婦助産婦看護婦法 ・ 同上 ・ 同上 ・ 歯科衛生士法 ・ 歯科技工士法 ・ 社会保険労務士法 ・ 母体保護法 ・ 薬剤師法 ・ 理容師法 ・ 美容師法 ・ 言語聴覚士法
農 林 水 産 省 ( 8 )	・ 土地改良換地士 ( 昭 47 ) ・ 家畜商 ( 昭 24 ) ・ 家畜人工受精師 ( 昭 25 ) ・ 獣医師 ( 昭 24 ) ・ 調教師 ( 中央競馬 ) ( 昭 29 ) ・ 騎手 ( 中央競馬 ) ( 昭 29 ) ・ 調教師 ( 地方競馬 ) ( 昭 37 ) ・ 騎手 ( 地方競馬 ) ( 昭 37 )	・ 土地改良法施行令 ・ 家畜商法 ・ 家畜改良増殖法 ・ 獣医師法 ・ 競馬法 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上
通 商 産 業 省 ( 8 )	・ 航空工場検査員 ( 昭 27 ) ・ 弁理士 ( 明 32 ) ・ 液化石油ガス設備士 ( 昭 54 )  ・ 電気工事士 ( 昭 63 ) ・ 競輪審判員 ( 昭 27 ) ・ 競輪選手 ( 昭 23 )	・ 航空機製造事業法 ・ 弁理士法 ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・ 電気工事士法 ・ 自転車競技法 ・ 同上

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型自動車競争審判員(昭32)</li> <li>・小型自動車競争選手(昭25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型自動車競争法</li> <li>・同上</li> </ul>
運輸省 (23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海事代理士(昭25)</li> <li>・検数人(昭34)</li> <li>・鑑定人(昭34)</li> <li>・検量人(昭34)</li> <li>・海技士(航海)(昭58)</li> <li>・海技士(機関)(昭58)</li> <li>・海技士(通信)(昭58)</li> <li>・海技士(電子通信)(平4)</li> <li>・小型船舶操縦士(昭49)</li> <li>・水先人(昭24)</li> <li>・海事補佐人(昭22)</li> <li>・耐空検査員(昭29)</li> <li>・操縦士(昭27)</li> <li>・航空士(昭27)</li> <li>・航空機関士(昭27)</li> <li>・航空通信士(昭27)</li> <li>・航空整備士(昭27)</li> <li>・航空工場整備士(昭27)</li> <li>・操縦教員(昭27)</li> <li>・運航管理者(航空)(昭27)</li> <li>・動力車操縦者(昭31)</li> <li>・</li> <li>・通訳案内業者(昭24)</li> <li>・地域伝統芸能等通訳案内業(平4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海事代理士法</li> <li>・港湾運送事業法</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・船舶職員法</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・水先法</li> <li>・海難審判法</li> <li>・航空法</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・動力車操縦者運転免許に関する省令(鉄道営業法、軌道法)</li> <li>・通訳案内業法</li> <li>・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律</li> </ul>
労働省 (18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練指導員(昭33)</li> <li>・社会保険労務士(昭43)</li> <li>・ボイラー技士(昭34)</li> <li>・ボイラー溶接士(昭34)</li> <li>・ボイラー整備士(昭34)</li> <li>・ボイラー取扱技能講習修了者(昭46)</li> <li>・ガス溶接技能講習修了者(昭46)</li> <li>・発破技士(昭46)</li> <li>・揚貨装置運転士(昭37)</li> <li>・フォークリフト運転技能講習修了者(昭43)</li> <li>・ショベルローダー等運転技能講習修了者(昭53)</li> <li>・車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(昭47)(基礎工事用)(昭53)(解体用)(平2)</li> <li>・クレーン運転士(昭37)</li> <li>・移動式クレーン運転士(昭47)</li> <li>・デリック運転士(昭37)</li> <li>・玉掛技能講習修了者(昭34)</li> <li>・潜水士(昭36)</li> <li>・作業環境測定士(昭50)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発促進法</li> <li>・社会保険労務士法</li> <li>・ボイラー及び压力容器安全規則(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令)</li> <li>・労働安全衛生規則(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・クレーン等安全規則(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・高気圧作業安全衛生規則(同上)</li> <li>・作業環境測定法</li> </ul>
建設省 (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量士(昭24)</li> <li>・建築士(昭25)</li> <li>・特殊建築物調査資格者(昭46)</li> <li>・昇降機検査資格者(昭46)</li> <li>・建築設備検査資格者(昭46)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量法</li> <li>・建築士法</li> <li>・告示(建築基準法)</li> <li>・同上(同上)</li> <li>・同上(同上)</li> </ul>
自治省 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士(昭26)</li> <li>・消防設備士(昭40)</li> <li>・消防設備点検資格者(昭50)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士法</li> <li>・消防法</li> <li>・告示(消防法)</li> </ul>

(注) 1 平成12年7月1日現在である。  
2 「資格名」欄の( )書きは、資格創設年度である。  
3 社会保険労務士は、厚生省と労働省の共管である。  
4 根拠法令名は、直接の根拠法令名を記載し、おおもとの根拠法令名を( )書きで記載した。  
5 公証人については、法務省は、広義の公務員であり、弁護士等の資格制度とは性質を異にするものであるとしている。  
6 規制緩和委員会事務室の整理による。